

最近実施した主な施策について

平成24年11月21日
商務流通保安グループ
鉾山・火薬類監理官付

平成23年度に取り組んだ火薬類取締法関連の主な施策等は以下のとおり。

(1) 火薬類の自然災害対策について(平成24年3月30日)

平成23年3月の震災、同年9月の台風による土砂崩れといった自然災害を受け、自然災害が発生した際に、火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保するための検討を行い、取りまとめた。

(2) 火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令等について(平成24年5月22日)

地下に設置する火薬庫の技術上の基準を定めたほか、発破の消費に係る基準(火薬類取締所の設置義務緩和及び込物の義務の緩和)等を改正した。

(3) 火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示の制定について(平成24年9月12日)

航空機用エアバッグガス発生器について、既存告示の改正を行い、使用できる火薬類の数量等の緩和を行った。